

高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例案に対する意見募集結果について

高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例案について、令和3年4月13日（火）から令和3年5月9日（日）にかけて意見を募集したところ、41人の方から58件のご意見をいただきました。たくさんのご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。
 いただいたご意見に対する考え方をまとめましたので、お知らせします。
 ○1人の方から複数のご意見が寄せられている場合は、内容ごとに整理しております。
 ○民間の事業者、団体名や、個人の特特定等につながるおそれがある名称につきましては、当該箇所を伏せさせていただいております。

No.	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
1	条例の対象範囲	新型コロナウイルス感染症だけでなく、将来、発生されることが想定される感染症にも対応した条例を制定されては如何でしょうか。（あらゆる感染症に対応する条例の制定を検討されてはと考えます。）	ご指摘の点に関して協議会で検討しましたが、感染症毎に症状や対策方法が異なることから、全ての感染症に対応した条例の策定は困難と考え、今回は喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症に特化した条例案を作成いたしました。
2	条例の制定趣旨・規定内容	そもそも、1年以上経過しての条文を作るのならば、新型コロナウイルス含め、今後起こりうる感染症に対応出来る条例でなければ、常に後手後手にまわらと思うので、パフォーマンス的な条例なら作らない方がましである。	この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響が中・長期的に続いていくことを想定し、今後県が実施する感染症対策のよりどころとして、また感染症対策が県民運動となるよう気運が高まっていくことを期待して、具体的目標や具体的施策、罰則を規定していない理念条例として作成したものです。 なお、施策は本条例の目的達成に向け、議会における議論や県民の要請などを踏まえて具体化されることとなります。
3		この条例があるのとないのと、どこがどう違ってくるのかが理解しにくいです。	
4		条文中の文言の定義があまりにも不明確で、パブリックコメントに出す条例案の体をなしているのかよく分かりません。なので、中身の検討はできていません。この条例で何をしたいのかが今ひとつ明確に分かりません。昨年の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会から高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長あての要請書の方が美しいかなと思います。 この条例の肝は、 県民は置いておいて、事業者への支援 患者情報の共有 個人情報保護条例の共通化 知事への委任 終期を決めずに、だらだらと続くのは、コロナに名を借りた情報収集を可能にして、かえって県民を不安定な状態にさせるものでないでしょうか。	

No.	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
5	条例の制定趣旨・規定内容	第3条「県の責務」、第6条「県の施策」にもっと具体例をもたせるべきではないでしょうか。これでは、何をどうするのか、見えてきません。	この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響が中・長期的に続いていくことを想定し、今後県が実施する感染症対策のよりどころとして、また感染症対策が県民運動となるよう気運が高まっていくことを期待して、具体的目標や具体的施策、罰則を規定していない理念条例として作成したものです。 なお、施策は本条例の目的達成に向け、議会における議論や県民の要請などを踏まえて具体化されることとなります。
6		6条（4）検査数は少ないのでは？費用はかかるが検査を多くし拡大防止法を考えること。 （6）自宅待機者、ホテル等の一時入所には医療者の常時、待機できるよう！（8）へ記入するか？	
7		条例案の中で大事なところは「第6条」の（県の施策）についての記述です。 第6条 県は、新型コロナウイルス感染症対策として、次に掲げる施策を実施するものとする。 （1）情報収集及び調査並びに県民等及び事業者への情報提供 （2）県民等及び事業者からの相談に対応する体制の整備及び充実 （3）保健医療提供体制の整備及び充実 （4）検査及び調査の実施体制の整備及び充実 （5）新型コロナウイルス感染症がまん延した場合に特に援護を要する障害者、妊産婦等及びこれに罹患した場合に重症化の危険性が高い高齢者、基礎疾患を有する者等への支援体制の整備及び充実 （6）入院を要しない軽症者及び無症状者の療養体制の整備及び充実 （7）新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した事業者への支援 （8）前各号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症対策として必要な施策 特に（4）の「検査の徹底」必要。こう明記すべきです。 「県民自らが検査をのぞめば、いつでも、どこでも。だれでも無料でPCR検査が受けられる体制づくりを行う」とすべきです。 「症状のない陽性者」が動き回ることで、コロナ感染症は蔓延しました。変異種は特に危険なので「検査の徹底」は県医療の基本中の基本です。 また（3）の「保健医療体制の整備と充実」は特に重要。具体的には「病床の確保」です。大都市部はそれを「怠り」ましたから。病院同士の協力体制を構築する支援をするのは県の大事な役割です。手を抜いたらいけないところです。 今回の連休前の大都市部の緊急事態宣言に対して、高知県は「観光施設の閉鎖」「飲食店の休業」をすべきでした。情報を発信し「高知へ来ても何も見れない」ことを徹底すべきでした。 ただそれを実施するための財源の確保は緊急の課題です。国との折衝も今以上にすべきです。県議会も決議をして県知事を支援すべきでしょう。	

No.	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
8	条例の制定趣旨・規定内容	行政、事業者、県民の役割が規定されているが、役割を遂行しなかった場合、違反した場合の措置（罰則）についても定めるべき。	この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響が中・長期的に続いていくことを想定し、今後県が実施する感染症対策のよりどころとして、また感染症対策が県民運動となるよう気運が高まっていくことを期待して、具体的目標や具体的施策、罰則を規定していない理念条例として作成したものです。 なお、施策は本条例の目的達成に向け、議会における議論や県民の要請などを踏まえて具体化されることとなります。
9		今やパンデミックに感染拡大した新型コロナの一日も早い終息を誰もが願っている状況の中で、今回、県議会に於いて条例の策定をされることに対して大賛成であり敬意を表します。 豚熱や鳥インフルエンザ等家畜への感染は一度に大量の殺処分により短期間で終息できるが、人間の場合には、それは不可能である為、長期間を要するから厄介である。 それも長期になる程、死者と経済的損失も甚大となるので、早期に解決しなければならない。 今回の新型コロナウイルス感染症は、長期間的に猛威を振るって変異株へと姿を変え益々感染力と死者数の増加を生み出しているのが現状である。 感染症は初期段階で感染拡大を食い止めなければウイルスを敵と見做し、人の力で感染拡大と闘わなければならない。その大変なエネルギーを考えれば、県民への協力も国難ととらえ、少々なことは犠牲も伴う自由と権利の規制さえ掛けるべきと思う。そこで（県民等の役割）第4条は、もっと具体的に規制をしたほうがいいと思う。 このウイルスは誰が何時、何処で感染するかわからないので困惑するが、私たちは基本的な予防対策を徹底的に励行すると共に感染が予想される場所への行動自粛をするしかない。 それでも感染する者もあるので、り患者に対しては差別的取扱い、誹謗中傷、特に職場での冷遇等されることのないように（不当な取扱い等の禁止）第8条の規定は絶対に必要なことである。	
10		条例は、大枠を示すもので、具体の施策は、規則で規定されると思う。規則の内容が重要だと思うので、そこが知りたい。特に県の施策（第6条）に関する規則の内容が具体的なものでなければ意味がない。	
11		県の施策 第6条は重要。 第6条（3）保健医療提供体制の整備及び充実（4）検査及び調査の実施体制の整備及び充実とありますが、具体的な数値目標を明示すべきです。	
12		「とするものとする」が多用。立法趣旨の本気度に疑問。	

No.	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
13	前文	前文は理念、目的を簡潔に記述する。案は稚拙であり、支離滅裂。	策定の趣旨をわかりやすく記述したものです。
14		前文3行目の「収束」には違和感があります。特に第3波の緊急事態宣言の解除は一定減っていましたが、東京ではまだまだ多くて、本当に収束していたのでしょうか。確かに収束に向かっていったのかも知れませんが、収束＝混乱した物事がいったん収まっていた状態とは言えないと思います。適当な言葉に変更してはどうでしょうか。	本県での発生状況をもとにしています。感染確認者の多い状況が続く時期と比較的少ない状況が続く時期の繰り返しを拡大と収束と表現しています。
15		前文初めから5行目「この新型コロナウイルス感染症は、県民の健康と命を奪っている。そして、その影響は多くの産業を苦境に追い込み、経済的に困窮する人や誹謗(ひぼう)中傷、差別に苦しむ人を生み出すなど、現在、本県が進めている、県を一つの大家族と見立て、人のあたたかな県民性を示す「高知家」の絆(きずな)をも脅かすに至っている。」を「この新型コロナウイルス感染症は、県民の健康と命を奪っている。そして、その影響は多くの産業を苦境に追い込み、経済的に困窮する人や誹謗(ひぼう)中傷、差別に苦しむ人を生み出すなどしてしている。」に。	ご意見を踏まえ、前文の「そして、その影響は多くの産業を苦境に追い込み、経済的に困窮する人や誹謗(ひぼう)中傷、差別に苦しむ人を生み出すなど、現在、本県が進めている、県を一つの大家族と見立て、人のあたたかな県民性を示す「高知家」の絆(きずな)をも脅かすに至っている。」を「そして、その影響は多くの産業を苦境に追い込み、経済的に困窮する人や誹謗(ひぼう)中傷、差別に苦しむ人を生み出すなど、県民の絆(きずな)をも脅かすに至っている。」に修正します。
16		前文の最終段落 (①県民の命と暮らし、文化を守り、②感染症に打ち克つ高知県の実現を目指し、この条例を制定する。)について 令和2年4月24日付けで新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会から高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長あて要請活動がされた要請書では、コロナの病気と、コロナ予防対策から生じる不利益から県民、医療関係従事者、医療機関、事業者を守ろうということが分かりましたが、今回の上記②の「感染症に打ち克つ高知県」の「高知県」は、その前に出てきている「高知家」のことでしょうか。 それとも、高知県という地方自治体を指しているのでしょうか。 個人でなく、個人の糧を得るための事業でなく、地方自治体を感染症から守るということですが、不思議な気持ちがいりませんか。	ご指摘いただきました「高知県」は、単に地方公共団体としての高知県を指したものではありません。 ここに暮らす私たちをはじめ、高知の豊かな自然やよさこい祭りに代表される文化など、誰もが思う「ふるさと高知」をイメージして表しているものです。

No.	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
17	第1条 目的 第3条 県の責務 第7条 患者情報の共有	第1条及び第3条の「関係機関」は、具体的にどこになるのでしょうか。 第7条の「関係者」は、具体的に誰になるのでしょうか。 第10条による規則委任とは書かれていないようなので、よく分かりません。	第7条は「関係者」を「関係機関」に修正します。 関係機関とは、それぞれの条文の目的を達成するために、県が関係すると認める機関を指します。 関係機関の例示としましては、医療機関が想定されます。 なお、本条例は理念条例であり、条例を実行するに当たっての手続きや条件など詳細な事項を定める必要はないと考え、第10条は削除します。
18	第1条 目的	第1条の末尾。「最小となるようにすることを目的とする。」こんな日本語はあるの？	ご意見を踏まえ、第1条の「もって県民等の生命及び健康の保護並びに県民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。」を「もって県民等の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とすることを目的とする。」に修正します。
19	第2条 定義	第2条「濃厚接触者」の定義が必要ではないか？	濃厚接触者に該当するかどうかについては、法令等に基づき保健所が調査を行い判断することになりますので、本条例で定義する必要はないと考えます。
20		(定義)第2条の中の(2)県民等の中には、外国人も含まれるのでしょうか。	外国人も含みます。
21		第2条(5)クラスターの定義 人数は5人以上でなく、複数の方が良いのでは。下から2行目以下を「が複数生じた場合における患者の集団であって、その人数が5人以上であるものをいう。」を「が複数生じた場合における患者の集団をいう。」に。	本県では、同一施設等において新型コロナウイルス感染症の患者が5人以上発生したものをクラスターとして公表しておりますので、案のとおりとします。
22	第3条 県の責務 第8条 不当な取扱い等の禁止	第3条第4項「予防接種の円滑な実施」は、予防接種を受けることは義務でなく、任意であることを示すために「予防接種の希望者に対する円滑な実施」と表現することができるかも知れません。 また、第8条第1項に「何人も、他人に対して予防接種を受けることを義務化してはイケない。」を挿入し、以下繰り下げ、それにあわせて第3項中「前項に規定する」を「第1項及び第2項に規定する」とすると、この条例唯一の義務条項の意図が明確にできるのではないのでしょうか。	予防接種のあり方については、公衆衛生に関する政策の一つとして、国の責任において決定しております。県条例で予防接種が任意であると規定することは適切でないと考えます。

No.	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
23	第4条 県民等の役割	<p>「4条」（県民等の役割）を「4条」（県民等の役割・権利）にする。 3項（PCR検査等の受診権）を追加。 本人が希望すれば健康保険の自己負担分で医師の同意が無くてもPCR検査等の受診をすることができる。その受診結果は、陽性・陰性に関わらず関係機関に通知しなければならない。 3項の追加の理由 コロナの無症状の隠れ感染者を少しでも発見することができ、三密での感染の防止に役立つ。受診結果を関係機関に通知する事で潜在する率の統計に役立つ。</p>	<p>PCR検査に健康保険が適用になる条件については国が定めるものであるため、県独自に定めることはできません。 また、PCR検査等の検査結果は、検査を受けた本人のものであり、関係機関への通知を強制することはできないものと考えます。なお、検査結果をもとに新型コロナウイルス感染症と診断した医師は感染症法第12条に基づき、行政へ届け出なければならないとされています。</p>
24	第4条 県民等の役割 第7条 患者情報の共有 第8条 不当な取扱い等の禁止 第9条 情報の公表	<p>第4条2項、第7条、第8条、第9条 無症状の感染者も多いことから、「患者」「り患している」という表現ではなく、「感染者」「感染している」という方が良いのではないかと。</p>	<p>本条例では、医学的な見地等から新型コロナウイルス感染症の患者と診断された方を対象として対策や対応を行っていくように考えており、「患者」や「り患している」としています。 なお、無症状の方については、第2条第5号において、患者に「疑似症患者」や「無症状病原体保有者」を含むこととしています。</p>
25	第6条 県の施策	<p>下線部分を挿入してはどうでしょうか？ 第6条（7）新型コロナウイルス感染症の影響により<u>生活が困窮した県民等並びに</u>経営が悪化した事業者への支援 ※個人の生活再建（個人、学生等）のための条項（文）を入れ（加える）必要があると思います。</p>	<p>県民個人への支援は、重要な視点と考えます。 ご意見を踏まえ、第6条に「新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮した県民への支援」を追加します。</p>
26		<p>第3条（県の責務）の具体的施策を第6条（県の施策）で規定していると思われます。第6条（7）で「経営が悪化した事業者への支援」を規定されていますが、「生活が苦しくなった事業を行っていない県民への支援」は考えておいでないのでしょうか。</p>	

No.	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
27	第7条 患者情報の共有 第9条 情報の公表	第7条(患者情報の共有)「必要な情報」及び第9条(情報の公表)「その他必要最小限の情報」とは、 (1)具体的に何を指すのでしょうか。 (2)今回のパブリックコメントを行う前段として高知県の個人情報保護制度所管部署との連携は取られているのでしょうか。 (3)法務文書課と条文のすりあわせは行っているのでしょうか。	(1) 患者情報の共有で必要な情報及びその他必要最小限の情報は、時や目的により変わると考えます。なお、個人情報の保護について、第7条に第2項として「前項の情報の共有に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。」と追加します。 (2)(3) 協議会において、十分な調査を行っております。
28	第8条 不当な取扱い等の禁止	第8条で「新型コロナウイルス感染症」と「当該感染症」との言葉の使い分けがされましたが、他の条項での使用と差異はあるのでしょうか。	他の条項での使用と差異はございませんので、「当該感染症」を「新型コロナウイルス感染症」に修正します。
29		第8条第2項「その他必要な措置を講ずるものとする。」とは、どの範囲をいうのでしょうか。第10条により何でも規則で決定できるのでしょうか。	条例の目的を達成するために、県が必要と認める措置を指します。その範囲を超えるものまで認めているものではありません。 なお、本条例は理念条例であり、条例を実行するに当たっての手続きや条件など詳細な事項を定める必要はないと考え、第10条は削除します。
30	附則	附則で、公布日から施行となっていますが、この条例は、いつまで続くのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症の影響が中・長期的に続いていくことを想定し、この条例は終期を定めておりません。
31	全体	「等」という言葉がたくさん使われていますが、「等」が具体的に何を指すのか、よく分かりません。 ① 第2条(2) 観光等 ② 第2条(4) 交通機関等 ③ 第4条 第5条 国等 ④ 第6条(5) 妊産婦等 ⑤ 第6条(5) 基礎疾患を有する者等 ⑥ 第7条 医療機関等 ⑦ 第8条見出し 不当な取扱い等 ⑧ 第8条 予防接種を受けていないこと等 ⑨ 第9条 検査を受ける等	各条文に、網羅的に書き込むことは不可能ですので、例示的に示したものです。 また今後の条例運用に当たって、柔軟な対策や対応をとることができるよう「等」を使用しているものもあります。
32		全文の中で「新型コロナウイルス感染症」が20数か所に出てくる。例えば(以下「コロナ感染症」という)とし、読みやすくする。	「新型コロナウイルス感染症」は、この条例案の重要な肝ですので、あえて略称は使用しておりません。

No.	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
33	全体	ワクチンについての記述は必要ありませんか？	ワクチンの調達については国が行い、また接種については、予防接種法に基づき、厚生労働大臣の指示のもと、市町村が実施することとなっているため、本条例への規定は不要と考えます。 なお、第3条第4項において、県は市町村と連携協力し、予防接種の円滑な実施に向けての支援等、新型コロナウイルス感染症対策を講ずるよう努めるものとするを規定しています。また、第8条第1項において、予防接種を受けていないこと等を理由として、差別的取扱い等の行為をしてはならないことを規定しています。
34	その他	個々の質問に対する回答は行いませんとのことでしたが、今回のパブリックコメントは、議員提案をするための必須要件として何かで規定されているために、提案会派で集約を行っているものなののでしょうか。6月議会で提案ということは、このパブリックコメントを受けてなにかの修正をしていただけるかも知れないということなのでしょうか。	今回のパブリックコメントにつきましては、法令等で必須要件となっているものではなく、たくさんの県民の皆様からご意見をお伺いし、条例案に反映させていただきたいと考え、実施したものです。 なお、今回ご意見をいただき、修正が必要と判断した箇所につきましては、条例案を修正させていただいております。
35		コロナ禍の中、各福祉保健所の皆さん方は限られた人員の中で精一杯頑張っておられると思います。長期的に見る場合、南海トラフの問題も見過ごせません。高知県全体として見た場合、第6条の(3)体制の整備・充実を計画的にはかかっていくことが重要と思われれます。是非この条例(案)を推し進めて県民の健康的な生活及び地域経済を守っていくことをお願いします。	貴重なご意見ありがとうございました。ご期待に応えられるよう、頑張っております。
36		ワクチンのスムーズな接種をお願いします。	貴重なご意見ありがとうございました。県議会としましては、予防接種につきましても全力で支援してまいります。
37		ワクチン予約で新聞等によると混乱してるようだが、我々年寄りには長時間待つことは出来ないのでは年齢で区切りスムーズに出来るような方法等考えてもらいたい。	
38		条例はよくわかりますが、このようなウイルスがまん延することは、わかっていたのではないのでしょうか。なぜワクチンが考えられなかったのか、ちょっと遅すぎます。ワクチン予約が出来ません。取れず。予約のやり方がまずいです。行政のやり方が悪かったと思います。今日も取れず…。もう期待できない。	

No.	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
39	その他	<p>条例（案）について、国政で十分理解できています。私達の考えで、〇〇は病気に対するのみ意見です。当然の事と思います。しかし、病気を中心に取り組むと経済が回りません。高知県も同じで約80万人（切れている）の千人を超えるコロナ患者、既に良くなっている人を除けば、100人～200人、この者に対して条例はいかがなものかとも考えます。条例を実効する為には、多額の税金が流用されます。条例を考える前に、ワクチンや特效薬ができない限り、コロナ終息あり得ないです。それをもっともっと取り組んでいただきたいです。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。ご意見を踏まえ、今後の議会での関係部局も交えた議論の中で、参考とさせていただきます。</p>
40		<p>いつも高知の情報ありがとう。 〇〇県はコロナ陽性者発生数を県内市町村単位で発表しています。最低これぐらいの情報は県民に流していいのではないのでしょうか。 〇〇村、3月より累計35名の発生、保育、小、中、公的サービス全てストップ。毎日、村の放送で県の患者数発表の後、〇〇村が該当すれば、その都度、村の放送で発生患者数、累計数を公表。 村のHPでは、村職員の陽性者情報を公表しています。小さな村ゆえ、確かな情報はありがたいです。 このまま発生が増えると、村の人口1%にまもなくなってしまう。村民も外を歩く時にはマスクをするようになりました。 4.23 39名、とうとう人口の1%。</p>	
41		<p>県内の残ベッド数、受け入れ可能病院の正確な数字を公表してほしい。 （医者、看護師の不足により、実数が異なっていることをテレビなどで知り不安に思う。）</p>	
42		<p>感染状況の報道についての要望。四国他三県と比較して報道内容が大雑把過ぎて、緊張感が薄いように思う。例えば感染者の内容も保健所管内でなく、各市町村単位で。また、濃厚接触者について、学校や各団体など、マスクを着用しているから濃厚接触者ではない、非常に不安。個人情報尊重しながら、緊張感のある報道と、積極的な検査の姿勢を示し、感染予防について知事が先頭に立つべきではないか。</p>	
43		<p>第6条 和歌山は県独自の対策で成功している。国の対応が悪いので高知独自の国を超えた対策がほしい。</p>	

No.	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
44	その他	日本の医療技術からしてコロナワクチン開発を開始出来、基礎研究費も十分とは言えませんが当てられる金額と思います。 様々な後遺症を考える前に毎日50名以上の方が死去しています。早急にワクチン開発を国へ要望していただきたく思います。	貴重なご意見ありがとうございました。ご意見を踏まえ、今後の議会での関係部局も交えた議論の中で、参考とさせていただきます。
45		コロナウイルスワクチンを日本は全く開発する気なし。日本の技術力では出来ると思われるが残念です。県政から国へ働きかけていただきたいと思ひます。必ず!!	
46		全体を通じて「目指す」「努める」「するものとする」という言葉づかいが気になった。もっと県民にわかり易く訴えかける文面にはできないものだろうかと考えさせられた。 第6条の「県の施策」はやって当たり前の事柄で、県議会は条例を作ったので終わりとせず、全会派一丸となり新型コロナ対策の具体的な取り組みや進め方を県に提言していただきたい。国の先を行くぐらいの気合で、県民だれもが取り残されることのない施策を望む。もっとも条例というものはこのような文面だろうが、打ち破れ!	
47		第6条(7) 支援の財源が心配。全体的にはOK。	
48		第4条 極力外出を控え人との交流を控えている一人暮らしの世帯に対して何か対策を考えてもらっているのか。 入院している肉親にかなり間面会してない家族はたくさんいると思ひます。見えない所でかなり協力はしていると思ひます。	
49		条文の上ではいいのですが、 6条の(1)に対して、高知の現場の情報を何回も多く流してほしい。(インターネットばかり言わないで。) 6条の(3)(7)に対して、医療介護の現場はスタッフ不足で、これ以上増やせと言われても無理ですよ。医療、介護の経営も悪化しているけど、支援の書面書きどころではない。人材不足です。簡単に思わない様お願いしたいです。私たち医療(介護)スタッフも命かけて仕事しているのです。	
50	政府は10兆円予備費当ててるのに地方は何をしてるのかと、、、ご自由にお使いくださいなんだからもっと大胆な事も出来ると思ひます。		

No.	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
51		<p>初日の混雑は、予想はしていました。段取りの悪さに、ご近所でも話題になります。みんなが理解出来るように、一人暮らしの方々には、私も声掛けしています。ネットや電話予約が出来ない高齢者も沢山いらっしゃいますので、その辺りの方々の事も考えてください。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。ご意見を踏まえ、今後の議会での関係部局も交えた議論の中で、参考とさせていただきます。</p>
52		<p>コロナ予防接種の今後の見通しなどや安心なのがファイザーと聴いていて他の所は安全なのか？ 医療、介護も、病院系列は速いけど、施設はまだ追いつかないことがあります。</p>	
53	その他	<p>一読しましたが、印象に残らない「さしさわりのない」文章でした。それゆえ「せっかく条例化しても効果があるのかな？」と私は思います。私は高知県はコロナ感染症対策は県知事以下よく頑張っていると評価しています。また県内飲食店にも県庁が寄り添い協働してコロナ感染症対策（具体的には飲食店には過酷な時短営業や休業）にも、県内飲食店は協力的でした。東京や大阪など大都市部の知事や、四国でも徳島や愛媛の知事のように「突出せず」やるべきことは浜田知事はきちんとやっていると私は思います。</p> <p>現在これほど国内に感染者が蔓延した理由は、3つあります。</p> <p>①症状のないコロナ陽性者をPCR検査で見つけ出し、適度に隔離する処置を、大都市部の自治体はまるでしませんでした。PCR検査は「だれでも」「いつでも」「何回でも」「無料化安価に」できなければいけません。</p> <p>台湾やニュージーランドはまさにこの方法でコロナ感染症対策を完璧にし抑え込みました。</p> <p>②病床や病院間の協力体制が不十分でありました。病床の確保は都道府県知事の責務です。感染が蔓延している自治体は病床数が少なすぎます。東京や大阪は確保すべき時期に、「何もしませんでした。」。余計な経済施策に幻想を抱き、肝心かなめの病床確保をませんでした。</p> <p>③ワクチンの効果はあるのに確保は後手後手になりました。外国産のワクチン確保は政府の責務。完全に「出遅れ」しました。国民のコロナワクチン接種率は2%程度です。政府や大都市部の自治体は「国民の自粛」と「協力」に甘え、本来しなければならないワクチンの確保、病床の確保、検査の徹底をしない結果が今日の蔓延を招きました。</p>	
54		<p>働きたくても病気等、けが等で、働けない状況にあり、一人暮らしをしています。料理もできない、買い物も行けない状況です。子ども食堂を大人も生活に困っている方など、利用できるようにしてほしい。募集も分かりやすくしてほしいです。</p>	

No.	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
55	その他	賛成です。可決、願っています。	貴重なご意見ありがとうございました。
56		条文第1条～第2条 内容よくまとめており、特に言うことはありません。	
57		内容については、このままで良いと思います。これからは、コロナとつき合っていく生活リズムになると思います。健康が第一です。何はともあれ、コロナ対策を全県民の知恵を出し合って、少しでも県民の健康を守っていく事を願っています。	
58		インフルエンザの時はこんな騒ぎにならないのに…。インフルエンザの方が身近に恐怖を感じてました。コロナはカゼの1種ですよ。	